

# 梅国禎と万曆二十年寧夏兵変

The Relationship of Mei Guo Di (梅国禎) and Wan Li (万曆) Twenty Disturbance in the Nin Xia (寧夏)

荷 見 守 義

## 要 旨

万曆三大征の一つとしてよく知られている「ポハイの乱」は、明朝九辺鎮の一つである寧夏鎮の軍士が巡撫の苛斂誅求に耐え切れず起こした兵変であり、寧夏兵変と称すべき事変であった。辺鎮の官軍は明朝の軍事制度である衛所制に基づき、衛所から派遣された衛所官軍によって構成されていたが、相次ぐ軍士の逃亡によって、将帥は家丁を雇って任地に赴くようになっていった。万曆年間の辺鎮官軍における家丁の比率は上昇する一方であり、またそのための人件費も膨らむ一方であった。万曆二十年（一五九二）頃の寧夏鎮においても状況は同じであり、この反乱もこのような家丁を中心とする反乱であった。本稿ではこの反乱を鎮圧する過程に携わった梅国禎が督軍として李成梁を推薦するに至った過程と、結果的に李如松が総兵官となり、梅国禎が監軍となった経緯を具体的に検討する。この中で監軍と巡按の関係について検討した。

## キーワード

梅国禎、監軍、李成梁、李如松、寧夏兵変

## はじめに

明朝の万曆二十年（一五九二）に寧夏鎮で起こった兵変は、所謂「ボハイの乱」として、万曆朝鮮の役（文祿・慶長の役、壬辰・丁酉倭乱）・楊応龍の乱とともに万曆三大征の一つとしてよく知られているが、このことについての研究となると岡野昌子の研究以外には依るべき研究に乏しい<sup>①</sup>。本稿では岡野の提唱を受けて寧夏兵変と称するが、この事変の基調はボハイの動向にあるのではなく、寧夏鎮を構成する軍士が待遇に強い不満を蓄積させたことによる反乱こそがベースであるとする岡野と視点を共有するものである。ただ、本件の兵変については、今日の研究の進展に照らせば<sup>②</sup>、もつと様々な角度から研究がなされるべきであると考え、本稿では監軍について検討を加えてみたい<sup>③</sup>。この兵変が起こると朝廷においては危機感がすぐさま高まって、李如松を総兵官として、宣府・大同・遼東・薊州などの鎮軍から抽出した部隊を寧夏鎮に派遣するとともに、梅国禎を監軍御史として同軍に同行させた。監軍の役割は一言で言えば紀功であり、戦闘における将兵の手柄を評価して論功行賞に繋げるものである。しかし、従来、監軍についての研究蓄積は乏しく、その活動実態については解明が待たれる。

筆者は先に万曆朝鮮の役の際、朝鮮に監軍として派遣された陳效について検討を加えた。陳效が派遣された時期は戦役の後半、日本で言うところの慶長の役の時点、万曆二五年（一五九七）のことであったが、欽差監察遼海朝鮮等処監察軍務御史の肩書で朝鮮に送り込まれたのであった。この陳效の肩書が物語っているように、陳效は遼海と朝鮮、つまり、遼東鎮と朝鮮との二つの領域を兼ねて監軍の任務に従事していた。本来、遼東鎮は巡按山東監察

御史の監察領域である。巡按山東監察御史は同じ名称の肩書で専ら遼東鎮を監察する者と、専ら山東を監察する者がいる。遼東鎮を監察する者は従って、俗に遼東巡按などと呼称されることがあったのであるが、遼東鎮において戦闘があった場合はこの遼東巡按が監軍を行うことになる。つまり、監軍の任務とは本来、巡按の任務の一部でもあるということになる。このことからすると、陳效は遼東鎮において巡按の任務、朝鮮において監軍の任務を兼務したのであった。朝鮮の役において朝鮮に送り込まれた明軍の主力は遼東鎮の軍隊であった。従って、陳效は朝鮮における監軍の任務に従事することについて、遼東鎮に対する巡按の任務を兼務したということはやむを得ない措置であったのかも知れないが、当時においても、任務が重すぎるから陳效は朝鮮の戦域に特化し、遼東鎮の巡按については別に任命すべきであるとする意見は存在した。巡按の担当領域は自ずと明確である。遼東鎮を担当する巡按は遼東鎮の領域に限定して活動する。しかし、監軍という任務の性質から考えると、その活動領域を特定するという考えとは馴染みにくく、戦闘域が領域ということになって来る。監軍が派遣されるといふことには、巡按等常設のシステムでは補いきれない領域のカヴァーという意味があるのではないか。このことについて陳效に先行する監軍に任じられた梅国禎の場合に着目して考えてみたいのである<sup>(4)</sup>。

### 一、寧夏鎮と巡按陝西

筆者は辺鎮軍を統御する仕組みとしての巡按監察御史制度に着目しているが、この制度は鎮守制度の発達と密接に関わっている。明朝極初期の地方統治単位である行省制度について、朱元璋は洪武九年（一三七六）、「空印の案」

によって行省関係者を肅清することで解体し、新たに各地方に都指揮司（軍事、以下、都司）、布政司（行政）、按察司（監察）の三司を置く都布按三司体制を創設した上で、三司を皇帝の直属とした。かくて地方の自立性は失われたのであるが、また各地方の軍制は都司単位となった。さらに朱元璋は洪武十三年（一三八〇）、「胡惟庸の獄」で中書左丞相の胡惟庸とその関係者を肅清して中書省を廃止し、その下部組織である六部を昇格させて皇帝に直結させた。また、大都督府を五軍都督府に編成替えて権力の分散を図った。これら明朝初期の制度改革は皇帝に権限を集中させることを目的としたものであった。<sup>6)</sup> この結果、軍制は大きく変更され、全土が五つのブロックに分けられ、それぞれを前軍・後軍・左軍・右軍・中軍の五つの都督府が管轄し、三司体制創設によって誕生した十五の都司は、

左軍 浙江・遼東・山東

右軍 雲南・貴州・四川・陝西・広西

中軍 河南

前軍 湖広・福建・江西・広東

後軍 北平・山西

と、ブロックごとに五軍都督府のいずれかの管轄下に編入された。かくて全土の衛所は十五の都司に分属し、首都所在の衛所も五軍都督府に分属した。さらには洪武二十年（一三八七）にはモンゴルとの前線である大寧に大寧都司（翌年に北平行都司と改称）が置かれ、後軍都督府に属した。明朝初期の辺境防衛は所在の都司（一部、行都司）を基軸に、東から開原・遼陽・広寧・大寧・開平・宣府・東勝・寧夏・甘州の諸衛を結ぶ線で行われた。

建文元年（一三九九）、建文帝に対して、朱元璋の第四子である燕王朱棣は北平の燕王府で挙兵し、建文四年（二四〇二）に燕王が南京城を陥落するまでの間、靖難戦役となった。燕王は多勢に無勢を跳ね返すため、北平行都司でモンゴルに備えていた部隊を自軍に組み入れてしまった。このため、モンゴルの南下を誘発し、この戦役が終結した頃には大寧を維持することが極めて困難となり、燕王改め永楽帝は朱元璋によって整備された北边防御網を大幅に南下させるとともに、辺境の重要拠点への将兵の派遣、及び一部、長城の整備に乗り出さざるを得ないこととなった。<sup>⑦</sup>

明朝の北边防衛の代名詞と云えば、遼東・薊州・宣府・大同・山西・榆林・寧夏・固原・甘肅の九辺鎮であるが、これは一度に整備されたわけではない。正統十四年（二四四九）の土木の変前後から嘉靖年間（二五二二～六六）にかけて徐々に整備されたものであった。<sup>⑧</sup> また、各防衛拠点が鎮・辺鎮と呼称されるようになるのも、永楽年間（二四〇三～一四二四）に鎮守総兵官が派遣されるようになったためであった。総兵官とは一軍を統率して実戦を指揮する役割を負った指揮官を指した呼称であり、基本的に軍を動かす権限は総兵官のみに与えられる。明朝建国時には遠征軍のトップが総兵官と呼称されており、この場合の総兵官は征討総兵官である。これに対して、鎮守総兵官とは一方面を守護する総兵官であり、征討総兵官とは区別される。各防衛拠点に配置された総兵官とは鎮守のための総兵官であった。なお、辺鎮と五軍都督府の統属関係は、

左軍 遼東鎮

後軍 薊州鎮・宣府鎮・大同鎮・山西鎮

右軍 榆林鎮・寧夏鎮・固原鎮・甘肅鎮

となる。辺鎮の拠点は必ずしも都司拠点に設置されず、鎮守は都司を包摂して形成されるため、必然的に都司を基軸とする防備は変容していくこととなった。やがて総兵官の上位に巡撫や提督・総督などの文官が君臨することになった。<sup>(9)</sup>

本稿で問題となる寧夏鎮は従って右軍都督府の管轄下となった。また、これに対する監察は巡按陝西監察御史が管轄範囲となるが、巡按陝西の担当領域は非常に広範囲であり、どれだけ有効に機能したかは問題である。また、本稿では梅国禎の監軍との関係が問題となる。

## 二、平定寧夏露布碑の検討

万曆二十年、寧夏鎮で兵変が起きると、すぐさま李如松が総兵官として現地に送り込まれ、結果としてこの兵変は鎮庄されたのであるが、李如松率いる鎮庄軍に帯同した梅国禎は監軍御史として戦闘についての軍功を記録し、のちの論功行賞に繋げていった。寧夏鎮を含む陝西・甘肅・延綏・寧夏を束ねる総督陝西三辺軍務の居城であった固原州の固原城（現在の寧夏回族自治区固原市）には「平定寧夏露布碑」が立碑していたとされ、『隴右金石録』巻八に碑文が収録されているものの、元來、固原県城にはあったがその碑は現在失われているという。『万曆固原州志』文芸志第八、記、平定寧夏露布碑記略には、<sup>(10)</sup>

惟茲寧夏、建玉節以控臨、実祖宗制馭之成憲、衍天潢以彈压、顧世代封守之宏猷。近歷熙朝、稱為樂土。詎意

哮拜・哮承恩生長胡地、狼性難防、劉東陽・許朝・土文秀結約陰謀、虺兇愈肆。殺憲臣以起難、奪勅印以憑陵。劫庫放囚、何所顧忌。招夷納叛、共結誓盟。擅置職官、頒布衛所要地、播伝諭檄、傾搖閩隴愚民。殘辱縉紳、拘囚世子。惟仗聖明剛斷、賜劍以震天威、廟割淵微、決策以收全勝。總督・尚□魏學曾、竭智殫忠、復回衛所四十余処。困賊退虜安、全堡寨幾万余家。寧夏巡撫朱正色親冒矢石、面展臂生風、監軍御史梅国禎身任戎行、而揮戈起日。提督總兵李如松与虜对敵、斬首一百二十級、虜謀絶而大勢成、始末皆其首功。寧夏總兵蕭如薰、固守平虜、相持者数月、賊氣沮而根本定。牽制尤多勝算。副總兵麻貴、城下石溝之戰、先後出奇。總副參游牛秉忠・劉承嗣・李响・王通・何崇德・王国柱・楊文・馬孔英・李如樟・李寧等、轉戰防守之功、拮据極苦。藩臬・監司楊時寧・馬鳴鑾・蔡可賢・顧其志・張季思、相与分膺之助、經理為勞。兵部主事趙夢麟、倡始籌劃之方、先収奇策。遼晋宣大之驍將畢陳、浙湖川貴之健卒、咸至、随於十六日、羣酋互殺、刼氣遂終。懸東陽・許士之首於城隅、鬪哮拜承恩於窟内。救焚絶燼、芟草求根。承恩生擒、哮拜就戮。拳家百口付之烈焰、真夷千衆、伏於鋼方。勢如雷震、功収漏刻。万曆二十年九月、總督葉夢熊奏。

とある。この碑文は『明実録』万曆二十年九月丁丑（二二日）の条に、

總督三辺葉夢熊題、昨、達虜大挙助逆。李如松等前後統領兵將、擒斬虜賊一百二十名、奪獲虜馬二百八十六匹、器械無算。固列魏學曾・朱正色・梅国禎・李如松・麻貴・王通・李寧・馬孔英・趙夢麟等、及馬鳴鑾・蔡可賢・張季思等功。上嘉督撫運籌兵將効力、命夢熊、重加賞賚、鼓舞衆心、功成大行、陞叙。

とある総督陝西三辺軍務葉夢熊の題奏に基づくことは明らかであり、葉夢熊の題奏に対して皇帝は総督・巡撫の統率を嘉し、葉夢熊に命じて広く文武の官員に恩賞を取らすよう指示している。また、『明実録』万曆二十年九月庚辰（二四日）の条に、

兵部上総督葉夢熊・監軍梅国禎（ママ、禎）飛報、九月十六日攻破寧城、平賊捷音。詔、逆賊久逋、天誅聞捷、深用慰悅俟。奏至日、告郊廟宣捷、仍大陞賞、以答忠勞。

とあり、兵部は葉夢熊と梅国禎の飛報を奉り、九月十六日に反乱拠点を制圧したことを速報したので、神宗は直ちに勝利の詔を發出し、即日、郊廟に捷報を告げ、大いに恩賞を振る舞うこととした。つまり、本碑文の内容は葉夢熊による事件展開の理解を著したものであることになるが、監軍御史としての梅国禎と提督総兵官李如松との関係は曖昧と言わざるを得ない。

### 三、李成梁の寧夏派遣案をめぐる

『万曆疏鈔』卷四四、噂播類には、梅国禎が万曆二十年三月に浙江道監察御史として上奏した「為叛丁悖乱異常、時事万分可慮、懇乞宸断決機宜、任宿将、清弊政、以消禍萌、以安人心疏」が収録されている。そこには、

近見邸報、寧夏家丁劉東陽等、賊上擅權、捩城掠堡。此非常大變、視唐藩鎮之禍、猶有甚焉。最可恨者、逼使總兵張維忠、疏列巡撫黨馨罪狀、其二十條之內、多繫欺虜以來。題准遵、行此。其意蓋隱然。暴揚時弊、以煽惑各辺（衆心）。其謀更不軌矣。當此虜酋叛盟之後、辺計（境）未定之時、豈可視為細故、而不早為平定乎。今之議者、不過曰變起倉卒、衆繇迫脅。緩之可散。其乍合之黨、急之、恐堅其致死之心、不知各惡權勢已成蓄、謀非淺。其心必不肯悔禍、其黨又無敢先發。遷延一日、則禍深一日。狂謀愈成、黨与愈固、聲勢愈大、風聞愈遠、脇從愈多、人心愈疑、既難以俟其自定、又不可嚇以虛勢。外有勾連、內有觀望。近者蠶食、遠者震驚、將來之患、有不可勝言者矣。臣見御史賈希夷上請、特遣一臣、不蒙採納。止令督臣魏學曾、相機撫剿、雖專任責成、事理宜然。但學曾素敢任事、臣所推服。聞變已久、徐徐就道。豈其乏應變之材、昧專制之義、或以首尾牽制、輕動為難、有不可以明言者。况辺事繁夥、萃於一身方、經營戰歎之宜、難專任計賊之事為今之計、非力勦無以定禍亂。非分別無以有無辜、非詔赦無以安脅從、非特遣無以重事權。非破格無以用豪傑、非宜無以中事機、非重賞無以作士氣。科臣王德完請、羅豪傑、真為濟時之急。昨見寧夏各堡、多為所制、而平虜參將蕭如薰、獨能相持、則任將之明驗也。以臣私計求旧、易於得人使功、不如使過、除各辺見任及已經調遣不宜更議外、若退閑可任、則無如原任遼東總兵李成梁者屢經戰陣、紀律嚴明。其子李如松・李如栢・李如楨、皆負大將之材、李如梅・李如璋又為少年之傑。其家丁自各有官守之外、尚多同心敢戰之人、世受重恩、必不自頽於末路、屢經論列、更思昭雪其前功。年力未衰、威名久著。各辺將領、誰不畏服、上下相信、父子同心、不惟勇略、足以成功、亦且先声可以奪氣。若慮其權、多分屬地、非素歷。宜於文臣中、曉暢軍情、實心任事者、公拳一人、監其軍事、謀勇相資調、遣隨便。他如閑住及戴罪將領、史宸・李心种・麻貴・馬孔英・倪敏政等、或素輕戰陣、或膽勇過

人、皆可隨軍使之自効。若遼東未代曠日持久、或令伊子原任總兵李如松、先往料理、勒限起行、既未必刻期擒剿、必足以制其死命、天威既臨、不敢四出、魚遊釜中、勢必自亂。附近營路、恃以無恐、他方觀望、憚而自戢。待首惡正法之後、大加賑恤、知朝廷之威惠並行、紀綱大正。此機宜之當決、宿將之當任也。若失此不凶、臣未知其得策矣。然臣又聞之、罅隙將成者、當急為補塞、琴瑟不調者、必改而更張。今、寧夏之變、正罅隙將成之會而致變之繇、則琴瑟不調之驗也。我朝邊事、自洪武以至嘉靖、一時也。自隆慶以至萬曆十八年一時、自十八年以至今日、又一時也。蓋洪武以至嘉靖、虜無歲不犯、我無歲不備。各軍雖有戰守之勞、無刻削之苦。嘉靖以至隆慶和議、既成不修戰守。各軍雖有刻削之苦、而無操練之勞。今時、則異是矣。外實修和、而內欲兼戰修和、則不免仍刻削、以為媚虜之資、兼戰則徒有操練、而無首功之望。臣前疏有云、不加矜卹而剋削之聞、使之治生不給、殲身無階。已逆知其有、今日之弊矣。既總兵張維忠疏、內所列摠、臣所知、有載在會計錄者、有新經題准者、有係寧夏旧例、有在各邊通行、諸如此類。皆以節省為重、以矜卹為輕、暫行於無事之時尚難。以得其心、相沿於用武之日、其何以免於怨。巡撫黨馨不能變通、而更為嚴竣、以致叛軍借以為名、鼓衆倡亂、使紀綱大壞、人心動搖。宜勅兵科會同彼處巡按御史、逐款清查、或係原旧有行、或係黨馨作俑當因者、明著為例、當革者、既為調停。此弊政之、當清者也。然其本、則科臣王德完所陳、有治人、無治法、一言蔽之矣。如京營軍士素稱虛設、有急則慮其孱弱而計、別為調遣、間暇則畏其訛言、而不敢深求。臣前疏中、思有以鼓舞之而言、不見用。近見侍郎王基 條陳四事、悉切實用。臣扣其議論採之、人情慷慨、敢為人樂為用。若即以本官授之、協理聽其主張、而又明賞罰、均勞逸、察疾苦、教技擊、則數月而人心悅、期年而神氣壯、內之以獲衛神京、外之以風示遠近、仍通行。各邊督撫、凡利所當興弊、所當革、悉心條議、毋畏浮言、毋沿旧習、惠行而威令可施、政平而

驕悍自伏。其有処置失宜、苟且塞責、訪実参奏、別選賢能。此皆救時之急務、転移之微權。伏乞採覽、既賜久行、不惟一方之悖乱可平、而各辺之人心悉定、督撫不至掣肘、而外夷亦将落膽矣。其余有関、大計先為、諸臣已言者。臣不敢復瀆也。無任懇切待命之至。奉聖旨、這本説的是。兵部便看議来説。

とあり、梅国禎は邸報に基づき、寧夏鎮での反乱は家丁劉東暘らが奪權して城堡を奪い根拠地にしているとして、唐代の安史の乱よりも深刻であるとの認識を示す。その上で、対応を先延ばしにすれば反乱勢力は内外の勢力と結びついて危機が深刻化するとして、総督魏学曾がしっかりと対応することを望んでいるものの、極めて厳しい情勢であるとする。これに対して御史の賈希夷は大臣を特派して事態に対応する案を呈上したが、採用には至らなかった。科臣の王徳完が緊急対応のため豪傑を起用すべきだと提案しており、このことを踏まえれば、先の遼東総兵官李成梁は戦場の経験が豊かで規律も厳しく、子の李如松・李如栢・李如楨はみな大将の器量であり、李如梅・李如璋も優れた若者であるとし、さらに家丁もしっかり統率が取れているとして、適任者として推薦している。また、文官から軍事に精通した者を監軍として同行させることも提案した。加えて、現地でもやり玉に挙がっている巡撫黨馨に関わる調査を兵科都給事中に命じて巡按陝西監察御史と合同で行うことも提起している。ほかに兵部左侍郎王基の上奏も踏まえている。

この梅国禎の上奏に基づくと、万曆二十年三月の梅国禎の上奏に先んじて、寧夏兵変に対する賈希夷、王徳完、王基の提案があったことが分かる。この内、御史賈希夷の提案については『明実録』万曆二十年三月壬午の条(二二日)に、

福建道御史賈希夷等、以寧夏兵變異常、請循先朝故事、命重臣、往誅有罪、貸無罪。兵部謂、辺卒干犯、關係安危、処置得宜、則片言可定。不然、雖殺數万人無益也。嘉靖二年、大同軍亂、殺巡撫張文錦。遣侍郎李昆、赦賞之、幾賞叛矣。主事汪秦力言不可、已而叛卒果脇巡撫蔡天佑。復遣侍郎胡瓚、往討。幸得完事。此初變失策也。十二年、再亂、殺總兵李瑾、脇巡撫潘傲、請赦。總督劉源清帥師討之。清及總兵郤永貪功嗜殺、以致叛卒訛言、洗城煽虜入犯殺擄無算。始罷二臣。遣侍郎張瓚、往累年、而後定。此再變失策也。今、寧夏与嘉靖大同等臣言渠魁必殲、以鑒李昆曲赦之失、亦言脇從罔治、以杜源清洗城之訛。至督臣魏學曾、威望素隆、機宜曉暢、且四鎮皆屬節制、果親詣其地、諭令擒獻首惡、余悉不問。將單騎可降、如終抗拒、立調四鎮兵、剿之。若別遣重臣、不惟學曾掣肘、恐亂兵輒相煽惑、復謂洗城如嘉靖間、豈計之得乎。上從其言、仍命兵部、凡遇彛陳、宜酌行、止無槩為覆題、致搖觀聽。

とあり、福建道御史であつた賈希夷は以前の大同の軍亂に対する事例を引いて、寧夏兵變は尋常ではないので、現地に重臣を派遣して信賞必罰を行うことを求めているのであるが、梅国禎によればこの提案は採用には至らなかつたということであつた。また、後述するように当時兵科給事中であつた王徳完については史料の確認はできないが、豪傑の派遣を提案したということである。これらを踏まえて、三月二日より後の三月下旬、梅国禎は李成梁の起用に踏み込んだ上奏に至つたのであつた。

梅国禎の『西征集』では奏疏の日付が省かれているため、他史料との関係でその前後関係の位置付けが難しいのであるが、その第二疏には、

為心急討賊、未暇過慮、願得身任、以積群疑、以面補報事。臣見寧夏叛兵猖獗、致塵聖慮、当王憂臣辱之時、正竭智畢忠之日、思督臣魏學曾、刃事浩煩、不得專於討賊、必得名將以專其任、時難豪傑如雲、而各有鎮守、惟退閑綏兵李成梁、素有威望、紀律嚴明、諸子家丁、武勇可任、又聞寧夏時承恩父子、号為猛猱、而不知李氏父子之遠出其上也。義激於中、且時不可緩、拳其所知、期於必克、而不暇慮者、非見不及、亦斷之、以理耳。李氏父子、即為狼子野心、自取覆滅、但当防之。於遼東握兵之時、而不當防之、於廢棄離任之後。蓋遼東專制一方、非若延·綏·固原之峙立也。將領多其親屬、非若張臣·董一元之散主也。沉在昔危疑不安、而今則明主洞察矣。不以疑之之日、肆其不肖之心、而於信之之日、反為赤屬之計。其愚悖速禍、又出劉東陽·許朝之下矣。謂成梁為之乎。科臣王德完、思深慮遠、知無不言。臣所敬服、願与同心。今謂臣薦之太過、臣實媿之。但云獻議、自彼恐天下聞之、以為禍本、則慎而過於慈矣。天下之人、豈不知成梁父子、為臣所薦、不過疏内引德完叙羅豪傑之言、為得救時之急、且又引賈希夷請遣大臣之言矣。豈賈希夷之所謂大臣、即德完所羅之豪傑。德完之豪傑、即臣所薦之成梁乎。若以臣之言、而追論於德完、則德完前疏所引、皆漢唐故事、脫有不効、亦將起古人而追其罪乎。臣非不知德完之心、為濟臣之所不及、非相悖也。但用人之道、疑則勿用。用則勿疑。上而疑下、必不肯尽与之權、下畏上之疑、必不敢尽行其志、將領因疑而不受節制、士卒因疑而不聽号令。忌者因疑而得肆其讒、敵人因疑而得行其間、欲專制也。人曰非有異志、何以不待奏報、欲撫惜也。人曰非有異志、何以要結人心、欲行法也。人曰非有異志、何以立威、欲待釁也。人曰非有異志、何以觀望或与監軍謀而不合。人曰非有異志、何以不聽約束或与督撫期而先發。人曰非有異志、何以不与同心服而舍之。則曰何故縱有罪以市恩抗而尽誅之。則曰何故多屠戮以冒賞、脇之而使其自殺。則曰攘以為功、困之而致其遁逃。則曰縱以生患、無功則以為急

玩以養亂、有功又以為妄報而欺罔、首尾牽制、手足束縛。古如王翦樂羊、或請田宅而後行。或借投杼以自況、以孫權・周瑜、義同骨肉、必拔劍砍案、而後成功。況未有深信之素、而又示以猜疑之端乎。臣有疏云、今之將士、殺身不足以成名、剖心無由以自白、刃事之壞、所從來久矣。伏望陛下斷之宸衷、博採與論、成梁父子、稍有可疑、速罷其權、別為調遣、如万万可以相信、方可虛心任之。臣自外吏、入厠臺班、雖懷狗馬之心、未効涓埃之報。若疑徒市私恩不顧國計、願與成梁馳赴寧夏、同心討賊、不必加以別銜、假之重任、但憑陛下威靈、生平忠義、賊知歸命、則臣為陛下之使、奉揚恩赦、以安反側、負固不服、則臣為陛下之將、披堅執銳、為士卒先、平定之日、一切事宜付之魏學曾・朱正色・董一奎等、聽其安輯、以靖地方。臣與成梁、即日還朝。止求自明、不敢言功。倘中途事定、聞報即返。若其不捷、則軍法在焉。何止薦拳非人之罪。又何至以臣之罪、而貽之他人哉。兵機所在、關係重大、惟陛下自以疑信、決其用舍。若曰姑以試之、而使成梁不敢自專、則功不可成、患不可測。臣不若先受狂躁之誅以免誤國之禍也。不勝惶恐待命之至。奉聖旨、兵部知道。

とあり、李成梁起用に対する王徳完の批判を踏まえつつ、賈希夷の言うところの大臣は王徳完の豪傑に当たり、梅国禎は彼らの要望する人物として李成梁が相応しいと論を展開する。王徳完の李成梁起用反対がいつなされたのが問題であるが、梅国禎の李成梁推薦が先述のように三月二日より後の三月下旬と考え、『明実録』万曆二十年四月庚寅朔（二日）の条には、

遣寧遠伯李成梁、督選宣・大・山西兵、往寧夏。從御史梅国禎・涂杰薦也。復以兵部尚書石星言、起原任副使

蔡可賢及解餉職方司主事趙夢麟、俱赴督臣魏学曾軍門、賛画。

とあり、寧遠伯李成梁に宣府・大同・山西の兵を授けて寧夏に赴かせることにしたが、これは御史の梅国禎と涂杰<sup>1)</sup>の推薦によるものであるとするので、王徳完の李成梁起用反対は梅国禎の李成梁起用案が出るや否や、間髪を入れずなされたもので、これに対して梅国禎の第二疏も即座に上呈されるということで、三月下旬の短時日に李成梁の起用を巡り、梅国禎と王徳完は激しくやり合ったことになる。

李成梁については和田正広の研究に詳しいが、遼東・鉄嶺衛の指揮僉事を世襲する衛所官家の出身である李成梁は嘉靖四三年（一五六四）以前には祖職を世襲し、夥しい戦勝を上げて頭角を現し、隆慶四年（一五七〇）十月に署都督僉事に昇格して遼東総兵官となった。李成梁が遼東総兵官の地位にあった時期は隆慶四年十月から万曆十九年（二五九二）十一月までと、万曆二十九年（一六〇二）三月から同三六年（一六〇八）六月までの時期であり、合計二九年四ヶ月の長きに亘った。李成梁は二度の解任を経験したが、解任後も皇帝の恩顧厚く、北京の邸宅で万曆四六年（二六一八）に没するまで優遇を受けた。その一門は遼東鎮を中心として各地の武官職に就いて栄達を極めたこと知られる。ただ、李成梁のこの二度の遼東総兵官解任は、李一門の隆盛に対する警戒感が監察の官に広まったことや、李成梁の軍功が決して真実のものではなく、現地 of 正規兵からの搾取や軍功の偽造から成り立っていたため、辺政そのものが崩壊の危機に立つことへの鋭い批判があったためであった。この批判・警戒感は、一度目の解任に際しては謀犯の疑惑となり、二度目の解任に際しては李朝側に李成梁による朝鮮王朝奪取の警戒感が広まるという、真偽不明の流言飛語に結果して行った。李成梁の寧夏鎮派遣が取り沙汰されたのは、まさに最初の遼東総兵官

解任を受けて、本人が北京の邸宅に引き上げさせられていた時期であったのであり、梅国禎の提議は激しい論難に直面するものであった。また、『明実録』万曆二十年四月庚寅朔の条の「また、兵部尚書石星の言を以て、原任副使蔡可賢及び解餉職方司主事趙夢麟を起し、俱に督臣魏学曾の軍門に赴かせ賛画せしむ。」とあるところから、提督魏学曾に対する榎入れも梅国禎の提議を受けて行われたのであろう。

さて、この第二疏の中で重要な点は、梅国禎は「必ずしも加えるに別衛を以てせず」と言って、監軍の肩書を帯びるとは言っていないが、自身が李成梁とともに寧夏に赴き、ことが終わればやはり李成梁とともに戻ることを提起したことである。つまり、梅国禎自らが李成梁の目付けとしての役割を買って出たことである。このことにより、李成梁に対する朝廷内の強い危惧を抑えようとしたと見てよい。今次の寧夏兵変鎮圧のための総兵官に李成梁の起用が決まった背景には、そもそも現地任せにしているは容易にことが収まらないという危機感が朝廷の中に存在していて、これに沿って梅国禎が李成梁の起用を提起したことが発端で、しかし、これに王徳完が激しく反対したため、梅国禎が李成梁とともに現地に入って行動を監視し、必ずともに帰還すると訴えたことで流れが決まっていた。万曆二十年当時、礼科右給事中の地位にあった張輔之は万曆二十年四月に上奏し、寧夏鎮の反乱部隊がモンゴル勢力を引き入れて結びつくことに深い危惧の念を表し、寧夏鎮が破られれば九辺鎮全体の危機となるとして、そうなる前に総督魏学曾を督励して防備を固めるとともに、二ヶ月の間に急いで四鎮と宣府・大同の官兵を動員するとともに、李成梁を寧夏鎮に急派することを主張している。また、梅国禎自ら監軍の任務に当たることを申し出ていることを大変評価していて、特別に裁可することを求め、「兵部知りおけ（兵部知道）」との神宗の裁可を受けた。<sup>13</sup>張輔之には李成梁に対するアレルギーはなかったものと思われ、李成梁の起用については、朝廷内で賛否が分

かれていたことを示す。しかし、最終的に李成梁は現地入りしないことになるが、この点は節を改めて検討する。

#### 四、李如松の総兵官起用と梅国禎の監軍就任をめぐる

『明実録』万曆二十年四月甲辰（十五日）の条には、

命李如松、以原官提督陝西軍務充総兵官、着即赴鎮、督臣魏学曾赴靈州、就近調度、撫臣朱正色刻期過河督率將領剿賊。從兵部言也。仍命石星居中料理、不必親行。

とあり、李如松は父親に代わって総兵官として寧夏鎮に赴くことになった。四月一日に父の李成梁が寧夏に派遣されるのが決まったばかりであるのに、なぜ息子が派遣されることになったのか、そして梅国禎が監軍に決まっていく過程を、まず梅国禎の伝記史料を分析し、次に奏疏の内容を検討してみたい。

梅国禎（一五四二—一六〇五）は字が克生、湖広黄州府麻城縣（現在の湖北省麻城市）の出身。万曆十一年（一五八三）に進士となり、固安县（現在の河北省廊坊市）の知事を振り出しに十三道監察御史を歴任し、万曆二十年の寧夏鎮の兵変で監軍御史となった後は、その功績で太僕寺少卿に昇進し、兵部右侍郎、総督宣大山西軍務などを歴任した。その伝記には主に二つの流れがあり、その一は徐本『明史』列伝卷八五、梅国禎伝と王鴻緒等撰『明史稿』列伝第一百七、梅国禎伝であり、その内容は『明史』梅国禎伝に受け継がれていて、その冒頭部分は、

国楨、字克生、麻城人。少雄傑自喜、善騎射。举万曆十一年進士。除固安知県。中官詣国楨、請収責於民、国楨偽令民鬻妻以償。民夫婦哀慟、中官為毀券。擢御史、会扞反、学曾師久無功。時寧遠伯李成梁方被論、廷議欲遣為大將、未敢決。国楨独疏保之。乃遣成梁子如松為提督、將遼東・宣・大・山西諸鎮兵以往。而国楨監其軍、遂与如松至寧夏。

とあり、知県を経て御史であつた時に寧夏兵變に際会したが、現地では総督魏学曾の軍事対応は全くうまく行つていなかった。この当時、李成梁は遼東総兵官の地位を解任された直後で、罪に問われていたため、朝廷では大將、つまり李成梁を総兵官に起用して現地に派遣すべきであるとの議論があつたものの、なかなか結論が出なかつた。この中、梅国楨一人が上奏して李成梁起用の論陣を張つていた。その後、李成梁の息子である李如松を提督として遼東・宣府・大同・山西の諸鎮守の軍隊を統率して差し向けることとなり、梅国楨もこの軍の監軍として帯同することになつたので、ついに梅国楨は李如松と寧夏に至つたとする内容である。

梅国楨に関する伝記のその二は『牧齋初学集』巻六四、神道碑三、通議大夫兵部右侍郎兼都察院右僉都御史贈副都御史梅公神道碑銘であり、また、清代の徐開任編輯『明名臣言行録』巻第七五、侍郎梅公国楨は『牧齋初学集』所載の神道碑銘を要約したものである。これに対し、『皇明世説新語』巻四・巻五、『公槐集』巻六、「名臣諡議」、『珂雪齋前集』巻十六・『珂雪齋近集』巻七、「梅大中丞伝」、『明詩紀事』巻十四、庚籤、『皇明世説新語』巻之四、賞譽の条の梅国楨伝はめぼしい情報を載せない。

そこで、『牧齋初学集』所載の神道碑銘(『二学集碑伝』所収)を見てみると、

寧遠伯李成梁父子、威名素著、諸子・家丁驍勇慣戦、賊夷・雜種、出入辺徼、心軽中国、独憚李氏耳。請以西事委成梁、擇文臣知兵者、監其軍、天威既臨、不敢四出。魚游釜中、勢必自乱、附近管路、恃以無恐、他方觀望、憚而自戢失、此不図、吾不知其所終也。神廟深以為然、朝議方憚兵、又憂李氏跋扈不宜。仮以兵柄、衆懼恟恟。給事中王德完惶遽自列曰、臣所謂収録豪傑、非為李氏也。異時有變、幾得無連坐。公歎曰、人臣謀国不忠、一至於此乎。復抗疏極論、中朝果疑李氏当在遼東握兵之時、不在廢閑罷鎮之日、李氏即有異志、亦在危疑不安之時、不在明主洞察之後。伏望陛下断自宸衷、可疑即別為調遣、可信即立加委任。臣願与成梁馳赴寧夏、同心討賊、賊知帰命、則臣為陛下之使、奉揚恩赦以安、反側負固不服、則臣為陛下之將、披堅執銳為士卒先。事平之日、臣与成梁即日還朝。止求自明、不敢言功。若其不捷軍法、具在不敢以臣之罪、貽累他人也。上以成梁老姑徐行、命公監如松軍、以往。

とある。前掲の『明史』梅国楨伝において、梅国楨は李成梁起用の論陣を張っていたものの、なぜ結果として李如松が起用されることになったのかは判然としない。これに対し梅国楨の神道碑銘を見ていくと、李成梁父子とその軍隊は勇猛な上に戦い慣れしていて、辺境に出入りする遊牧勢力も中国（明朝）は軽んじて李成梁だけは懼れる。従って、西事（寧夏兵変のこと）に対しては李成梁を派遣し、その軍には軍事に精通した文官を監軍として帯同させることが一番よいとして、梅国楨は李成梁の起用を提案したのであった。ただ、朝廷内においては李成梁が遼東総兵官だった時に謀犯の疑いがあり、彼に軍を任せることに根強い異論があつて、梅国楨はそのことを承知した上で、その疑いについては今次の件と切り離すべきで、李成梁を寧夏に派遣するならば、梅国楨自らその軍に帯同して現

地に赴き、平定後は必ず李成梁を伴って帰朝すると主張したのであった。これに對して、神宗は李成梁が老いているので、取り敢えずゆっくり行かせることとして、李如松の出軍を命じ、梅国禎に監視させることにしたのであった。

このことについて、『明実録』万曆二十年四月乙巳（十六日）の条に、

①浙江道御史梅国禎題、寧夏之變、臣知禍必不小。故兩疏謂、遲一日、則禍深一日。今果勾虜為援、勢且蔓延矣。非近拋靈州、則遠襲潼關、恐終非魏學曾所能定也。

②若聽其遷延不決、臣徒抱赤心、当別圖以死報陛下耳。

③上命国禎、即同李如松前往、監軍并紀功次。

とある（便宜上、内容を①②③に分類）。これは『西征集』の第三疏が対応しており、

為西事危急人心洶懼、懇乞宸斷、以保疆圉事。①臣自寧夏兵變、逆知禍必不小。故兩具疏請、謂稍遲一日、則禍深一日、仰蒙聖明洞見事幾、以臣言為是、不知何故、竟格不行、則臣無可奈何矣。及督臣魏學曾七次具奏、云逆賊勾虜不來、我兵漸逼臨近、奪獲紅隻牛羊、各賊局縮求撫。人以為喜、臣獨憂之、即欲具疏自思、前當危懼之時、尚以臣為躁妄、則今懈怠之日、更以言為不祥。惟時時對人言之、或疑、或信。獨都察院經歷劉黃裳、原任尚宝司少卿周弘禴、深以為然、相對歎歎、至於泣下。今不來者、已勾至內地、局縮者、已領兵出城、但著力

等皆乃乎素効順之虜、所領人馬、皆畸零老弱之衆、不過以嘗試我耳。効順者不驅之去、則兇逆者進矣。老弱者不制其命、則精強者進矣。日益月盛、兇謀愈堅、而最可恨者、賊与境外同心、而我之軍中異志、賊有密謀石画、而我皆浮言乱議、賊以招安綏我、而我以招安自綏、賊之兵勢日集、而我之士氣不振。賊得我之言、皆疑其詐、而我得賊之言、即信為真賊之舉動。我不得聞、而我之秘謀、賊已先覺。賊以知者謀之而必行、而我以不知者敗之而中止。陛下考覽往古、諳曉兵機、曾有如此用兵、而不至憤事者乎。今拋魏學曾之報、在三月二十九日、及今半月余矣。恐彼中事体、已不可知、而議論者、方甲可乙否、務相求勝、当事者、方東遷西就、不敢主張、即奉明旨、亦朝更夕改、莫肯奉行。臣恐賊勢既合、必不肯坐守孤城。非近拋靈州、則遠襲潼関、効尤者脫申而呼、思乱者揭竿而応、不惟全陝騷動天下事大有可憂。臣初聞變之時、知寧夏非魏學曾之所能定。故請為調遣。今見此舉動、又知非此時紛紛者之所能弁也。臣之所望在陛下一人耳。伏乞念人心不可搖動、禍患不可滋蔓、大奮乾断、或召大臣・科道、面陳可否、或謀之密勿、裁之宸衷、特發嚴旨、毅然必行、不得更緩、庶廟議可定、人心稍振、雖用力視前百倍、而事猶不至大壞也。②若聽其煩擾、遷延不決。臣徒抱赤心、言不見信、惟待事壞之後、別面自効、②以死報陛下耳。不敢更為煩瀆也。臣無任憤切祈望之至。③奉聖旨、梅国禎就着同李如松前去監軍并紀錄功次。兵部知道。

とあるように、梅国禎の上奏とそれへの神宗の指示を踏まえたものである。第二疏が李成梁派遣に結実したものの、梅国禎が監視役として同行することまで裁可されたわけではなかった。また、その後、梅国禎が第三疏を上奏した背景には、李成梁出軍がスピーディに進まなかった事情があったものと思われる。恐らく朝廷内での李成梁派遣へ

の反発が強かったのではなからうか。苛立った梅国禎は第三疏において李成梁出軍を催促したところ、四月十五日に李如松の総兵官起用となったのであった。

これに対し、『明実録』万曆二十年四月丁未（十八日）の条には、

初、科臣王徳完極論都督李如松父子不宜、更叨兵權。于是、如松自言憂危畏、譏之、身当戡乱定變之任、万一指摘再及、無論心分氣索、且不知死所矣。上以如松素称勇、敢命竭力討賊、不必疑慮固辞。

とあり、李如松も科臣王徳完からの激しい論難を浴びることとなり、任務を辞退すべきかで迷うようになり、神宗から慰留された。そもそも王徳完は李成梁父子を批判していたのであり、李成梁が李如松に代わったからといって攻撃の手を緩めるようなことはなかった。当時、王徳完は兵科給事中から戸科右給事中になったばかりであった。<sup>15</sup> この王徳完は和田正広が引用したように、『明実録』万曆十九年八月癸巳朔（二日）の条に、

時遼東敝壞已極、辺臣罔欺太甚、科臣王徳完以李成梁・李如松一門兵權太盛、乞量加裁抑。上以秋防在邇、李成梁父子都着策励供職。

とあり、遼東鎮の辺政が乱れているのは李成梁・李如松一門の専横によるものだと激しく糾弾したことがあった。なお、『明実録』万曆二十年四月己酉（二〇日）の条に、

鎮守遼東総兵官寧遠伯李成梁、以科臣王徳完拒虎進狼之効及御史龔文選責成策勵之疑、乞免督兵寧鎮。詔赴京候遣、不准辞。

とあるように、李成梁は王徳完や龔文選などからの弾劾を踏まえて寧夏鎮に赴いて督兵することからの辞退を願った。ただ、神宗は李成梁の辞退を許さず、北京で派遣を待つよう指示した。つまり、梅国禎らからの推薦を受けて朝廷では李成梁の寧夏鎮派遣について検討したものの、王徳完らからの激しい弾劾に晒された李成梁自身から督兵の辞退の申し出があった。しかし、神宗はその申し出を許さず、北京で派遣の日を待つよう指示した。つまり、李成梁の寧夏派遣が取りやめになっただけではなく、先に息子の李如松を派遣し、のちに李成梁を派遣するという二段構えであった。また、前掲『明実録』万暦二十年四月丁未（十八日）の条には、

詔發行軍犒賞銀二十万、賞從征寧夏軍丁每名二両。其中、軍千把総等官、聴総督酌給、余備臨陣先登斬獲等用。とあり、李如松の出陣に備えて即日、行軍犒賞銀二十万両が発出され、『明実録』万暦二十年四月戊申（十九日）の条に、

鑄給李如松討逆軍務関防。

とあるように関防印が支給され、『明実録』万曆二十年四月己酉(二〇日)の条に、

詔、大同参将孫仁・昌平遊擊趙夢麟・宣府坐營頗貴、聽李如松委用。都司李如樟等仍聽委、押兵馬、赴鎮。

とあるように、大同・昌平・宣府から将領を李如松指揮下へ組み込み、李如樟が李如松麾下で部隊を率いて寧夏鎮に赴くことが決まった。『明実録』万曆二十年四月甲寅(二五日)の条に、

發馬餉銀三千、給監軍御史梅国楨・督軍李如松、沿途犒賞。

とあるように、馬餉銀三千両が支給されて、移動を潤滑に行うための恩賞の資金となった。また、『明実録』万曆二十年七月癸酉(十六日)の条に、

總督參辺魏学曾題、六月十九日、撫臣葉夢熊・朱正色・主事趙夢麟・副使蔡可賢、定議攻城、斬級四十余顆・生擒七十余名。城中射出兩帖子述、各賊防守窘迫、及官兵進攻、計畫甚詳。乞竭力尅期、以便內応。又、監軍御史梅国楨・提督軍務李如松兵馬已到寧鎮、似可計日成功。疏下兵部。

とあるように、この日、梅国楨と李如松は寧夏鎮に到着したのであった。

それでは梅国禎の監軍御史任命はいつ行われたであろうか。『明実録』の記録では前述の万曆二十一年四月十六日が一番早い。次に『明実録』万曆二十年四月丙午（十七日）の条に、

大学士趙志臯・張位言、御史梅国禎憤寧夏未平、有請纓自往意。已奉旨令、往監軍、而兵部所開知兵司属楊于庭、復蒙欽點。恐兩遣行事未便。乞収成命。

とあるように、梅国禎は寧夏の兵変が未だ平定されていないことに憤激して、自ら現地に向くことを志願する上奏を行い、監軍御史に任命されたという内容である。このような記事を見て来ると、梅国禎の監軍は李如松の総兵官任用の翌日である十六日としてよいのではないかと思われるのである。また、『西征集』冒頭には監軍梅国禎に与えられた勅書が掲げられていて、

勅監軍御史梅国禎、近因寧夏兵变勾虜擾边。已命総兵李如松帶領遼東並調宣・大・山・陝兵馬与各鎮将官会集征勦以靖边陲。特命爾前去監軍。惟爾慷慨談兵、激切任事。故有是命。用兵之時、爾宜親詣陣所、監督官兵、稽察軍務、紀驗功次。凡賊勢緩急、虜情虚实、陸統具報。其将官敢有臨陣退缩抗違觀望、不用命者、即時参奏、事定之後、一切功罪重輕從実查覈明白、以憑賞罰。爾憲臣、宜尽心秉公、不許徇情隱護、亦毋得自執已見輒有侵撓以悞軍機。爾其欽哉。故勅。

とあり、「万曆二十年四月二十一日」の日付と「広運之寶」の皇帝印が押印されていたことが示される。すでに監軍に任命された梅国禎に対して、具体的な指示が下されたのが二二日であったのである。

## 五、監軍と巡按

ともあれ、梅国禎は李如松の軍に帯同して寧夏入りしたわけであるが、そもそも現地では軍に対する監察が行われていたことは、前述の通り、梅国禎の奏疏において、巡撫黨馨に関わる調査を兵科都給事中に命じて巡按陝西監察御史と合同で行うことを提起していることで分かる。寧夏鎮は巡按陝西監察御史の監察エリアに入るわけであるから、現地の巡按が監軍の役割を果たしても不思議はないのであるが、それにも拘わらず梅国禎を監軍として現地に送ることには問題なかったであろうか。

そこで、当時の巡按陝西である李本固の記事を検索してみると、『明実録』万曆二十年三月甲子（四日）の条には、  
巡按陝西御史李本固言、秦自洮河中虜民困已極。况頻年、荒旱流亡、十七有司奉征求。近例參罰、既嚴鞭箠益酷、哀哀瑩独、寧能堪此。乞將延安・慶陽・平涼三郡、止徵見年尽免帶徵。戸部覆稱、御史為窮民請命良是、但民運乃辺餉所関、此減、則彼缺。宜量免十四・十五。二年帶徵、以昭軫恤至意。上從之。

とあり、基本的に陝西省内の旱魃による飢饉により虜民の困窮が甚だしくなっているので、延安・慶陽・平涼各府

の今年の税徴収を免除してほしいとの嘆願であり、戸部は窮民を救おうとする気持ちは分かるが、税徴収を止めることは民運を停止することとなり、そうすると今度は辺鎮への食糧供給が止まることとなり、兵士が飢えることになる。そこで徴収の四割から五割を免じてはどうかと提案して、この案が裁可されている。次に、『明実録』万曆二十年四月癸巳（四日）の条には、

巡按陝西御史李本固、竣差以病請。上曰、御史差竣、輒多請告、不復命。政體謂何。下所司查奏。

とあるが、これは病気を理由に陝西への派遣を止めてほしいとの請願であり、寧夏鎮の兵変が燃え盛る最中のことであった。恐らくこれを以て李本固は陝西を離れたものと思われ、『明実録』万曆二十二年六月甲戌（二七日）の条に、

雲南巡按李本固疏言、中国何負於緬、緬亦何憾於中国、独亦思化為兵端。因数化五罪、且不能為我藩籬、而貽患中国。請或置之潞江、或小隴川等处、勿聽其徑、帰蛮莫即以沃壤為蛮哈等練関堡之屯、不然即以地給附近諸夷、籍名為戍。猶勝客兵又不然、即空其地、使緬無所略、而易舍棄、則属夷挑釁之端、自塞矣。詔下兵部。

とあるように、二年後には巡按雲南監察御史としての彼の名前を見ることができ、それでは李本固の後はどうなったかと言えば、『明実録』万曆二十年六月丙午（十八日）の条には、

陝西巡按御史劉芳譽等奏、甘涼孤懸河外、延袤曠闊。国初、令洮・岷・臨・鞏班軍、更番防禦。意良深遠、撫臣葉夢熊、先撫河東、議撤以守臨河及撫河西旋、欲議復而河東撫。臣已遵前諭、分營着伍矣。始有加糧、助餉之疏、臣謂糧餉似不可加、召募似不可得、而班軍有不容、不再議者。宜命總督・大臣主持。其間、如東西孰衝餉價、孰廉募兵、孰便必求、至當無失祖宗立法之意、亦無減臨河戍守之卒可也。疏下所司。

とあり、この月から巡按陝西監察御史に劉芳譽の名前が見えるが、この上奏は甘肅方面の防備についてのものであり、寧夏兵變に関わるものではない。また『明実録』万曆二十年九月庚辰（二四日）の条には、

陝西按臣劉芳譽劾靖虜參將尹濂掩敗虛報。兵部覆議、尹濂不能禦虜、妄報、飾罪。命巡按御史、逮治。

とあるが、靖虜參將尹濂がモンゴルの侵入を防ぎきれなかったことについて、虚偽の報告をしていたことを弾劾したもので、巡按に命じて尹濂を拘束することになったというものであり、これも寧夏兵變に関わるものではない。

『明実録』万曆二十年十月丙申（十日）の条には、

靖虜兵糧道苑馬寺少卿王亮、移家避虜、致將官尹濂隱匿刃情、為陝西按臣劉芳譽論劾。得旨、王亮以新任苑馬寺卿、降一級用。

とあり、前掲の尹濂の事件に関連して靖虜兵糧道苑馬寺少卿の王亮が処分されたもので、苑馬寺卿に任じられるにつき、一級俸給ランクを下げての任用となった。これも寧夏兵変に関わるものではない。『明実録』万曆二十一年四月丁酉（十三日）の条には、

戸部題、慶藩横遭哮逆。先該巡撫朱正色將馬餉銀二千八百余兩分送慶世子及各宗養贍。今御史劉芳誉又奏、諸宗死節被害男婦不等、俱乞卹録合議、動支銀一萬兩、賚彼賑助。上曰、遭乱貧宗賑卹、宜厚還、再加銀五千兩、速發去。

とあり、戸部の題奏で、慶藩が寧夏兵変によって死者を出したため、巡撫朱正色が馬餉銀から二八〇〇兩余を支出して援助をすることになったことについて、劉芳誉は上奏して、各藩王家において被害の程度は等しくない中で、援助額について合議し、一萬兩を支出して助けたいと提議している。このことについて、神宗は貧しい藩王家を助けるため、更に五千兩を上積みして速やかに発給することを指示している。このことでは劉芳誉は寧夏兵変の後始末に携わっていることが分かる。また、『明実録』万曆二十一年四月丙午（二三日）の条には、

礼部覆、哮賊倡乱、慶憲王妃方氏、節烈。里合建、祠其死節。指揮趙承先母李氏・妻李氏・百戸陳縉妻梅氏・冠帶官熊彦吉妻林氏・千戸楊湛母朱氏・楊宋妻范氏・白縉母王氏・明理妻王氏、一體旌表。今御史劉芳誉統題、家丁孫時順妻謝氏・軍丁羅伏受妻馬氏与前李氏等、一同建祠祭祀。允之。

とあり、礼部の覆奏で、寧夏兵変によって殺害された慶憲王妃の方氏を節に死んだ烈婦として祠に祀ることとなったが、同じく寧夏兵変で命を落とした指揮趙承先の母李氏・妻李氏、百戸陳縉の妻梅氏、冠帯官熊彦吉の妻林氏、千戸楊湛の母朱氏、楊宋の妻范氏、白縉の母王氏、明理の妻王氏も旌表しようという戸部の覆奏であったが、劉芳誉は続けて題奏して、家丁孫時順の妻謝氏、軍丁羅伏受の妻馬氏と前妻の李氏等も一同に建祠祭祀することを願い、許可されている。また『明実録』万曆二十一年五月甲戌（二二日）の条には、

陝西巡按劉芳誉題、倅賊倡乱、各堡聞風響應、惟常信堡。坐堡百戸陳縉督率堡軍、保守甚嚴。初、賊差逆丁張保等、向縉逼取、牛車輦運、縉殺之。賊恨縉刺骨、選賊中素与縉有瓜葛者十余人、假投降誘、開門、旋縛縉出。堡民男婦幾百人号哭、追赶、遇伏起執男婦八人去。賊碎縉等屍、内二婦至死罵不絶。後逆賊呉敖壩勾虜二千、攻陷本堡、屠之。除百戸陳縉应贈应陞外、其余死難官民、於該堡、擇地建祠、春秋委官致祭。礼部覆、允祠名褒節。

とあり、寧夏兵変において堡壘を防衛しようとした百戸陳縉が、反乱軍の差し向けた家丁張保等の説得に応ぜず、逆に彼を殺害してしまったことに反乱軍側が怒り、反乱軍中の陳縉の身内を動員して陳縉を誘殺し、彼の守備した堡壘を攻め落とし、皆殺しにした件で、陳縉と亡くなった堡壘の関係者を、土地を選んで祠を建てて、春秋に官員を派遣して祀ることとしたいとの劉芳誉の題奏であり、裁可されている。これに関わり、百戸陳縉の妻梅氏はこれより以前に祠に祀られることとなったことは前掲の通りである。なお、劉芳誉については、『明実録』万曆二十二年

七月戊子（十二日）の条に、

従陝西巡按劉芳誉請、以慶陽府理刑同知兼管本鎮屯田水利、給与関防。

とあり、陝西省慶陽府官吏に關防印を支給してほしいとの求めを巡按陝西監察御史として行っており、この時点までは巡按陝西の地位に劉芳誉が留まっていることが分かる。以上の記事からすると、劉芳誉は陝西から甘肅までの広いエリアの監察に従事しているものの、寧夏兵変については兵変の鎮圧作戦そのものに関わった形跡は見出せず、寧ろ、変後の被害者の救済が主であったことが分かる。

なお、監察に関してはもう一人、孫琬を挙げておきたい。『明実録』万曆二十年三月丙子（十六日）の条に、

陝西按臣孫琬言、寧夏乱卒、洶洶未可、持之太急。兵部以為元兇、法在必誅。督臣魏学曾業奉旨、便宜行事。御史職任監覈。宜星馳会同議處。如用兵馬、則督戰紀功、事畢分別功罪、具奏。上如兵部言。詔琬會議剿撫、毋縱、毋激、以靖辺方。

とあり、肩書は陝西按臣としか分からないが、寧夏兵変の初期段階から関わり、鎮圧戦に魏学曾とともに関わり、監軍としての任務を果たすことを上奏し、裁可されているが、『明実録』万曆二十年六月壬辰（四日）の条には、

原任榆林守備陞甘肅遊擊徐龍被劾、查無的拠、而才器可使。按臣孫琬以為言。上命戴罪殺賊。

とあり、兵変とは関わらない衛所官の措置について上奏している記録しか見出すことができない。按臣は通常、巡按について使われる用語であり、場合によっては十三道監察御史、六科（都）給事中についても使われる。巡按は十三省の場合、定員が一名であり、万曆二十年三月までは李本固、同六月には劉芳誉が巡按陝西であることが確認できるので、孫琬が巡按陝西であったとは思えない。前掲の万曆二十年三月丙子の条では「御史」ともあるし、陝西按臣ともあるので、中央の官である六科（都）給事中であったとは思えない。可能性があるとすれば十三道監察御史であろう。陝西道監察御史は定員が八名となっていて、実際には八名もいなかったであろうが、孫琬もそのような地位の官員だったのではなからうか。孫琬が一旦は監軍を引き受ける意向を示しながら、その後、そうならなかったのは、中央で梅国楨が監軍に手を挙げて、李如松の軍に帯同して現地入りしたためであろう。

以上の事例には監軍に従事する巡按の姿を見ることができず、寧夏兵変に関わる監軍は梅国楨においてなされていた、つまり、巡按と監軍の役割分担があったと推定されるのである。

## おわりに

万曆二十年の寧夏兵変は朝廷に大いなる衝撃を与えた事件であった。その中でも危惧された点は、反乱兵士がモゴル軍を引き込もうとしたことで、このことが現実となると、所謂九辺鎮の一部に穴が開いてしまい、そこから

モンゴル軍の自由な侵入が可能となり、北辺防衛に大いなる支障が生じることが懸念されたからである。すでに岡野昌子が指摘しているように、鎮守の軍士が劣悪な環境の中で任務に従事せざるを得ず、逃亡者が相次ぐという辺政のオペレーションそのものに問題があったことは明らかであった。<sup>①</sup> 兵変の報が朝廷に齎されると、六科や各道監察御史などから早急な対策を求める上奏が相次ぎ、兵部は当初、現地地の指揮官に挺入れして凌ぎ切ることを考えた。しかし、現地地の対策が煮え切らず、新たに鎮圧軍を派遣する方向に検討の舵は切られていった。このような状況下で、梅国楨等はたまたま遼東総兵官を解任されて北京に蟄居していた李成梁の登用を提起し、神宗も一旦は彼の起用に踏み切ったものの、李成梁の起用にはすぐさま激しい反発が渦巻くこととなる。いかに神宗の親任厚い李成梁であっても、神宗は彼の起用を強行することは思い留まった。ただ、そこにはレトリックがあつて、一旦起用した李成梁の登用を取りやめたわけではなかった。彼の高齢を考慮し、現地への急派を避けてゆっくり赴かせるということであり、その名代として息子の李如松の起用となつたのであつた。しかし、息子と言つても所詮、父親と同じ穴の貉であつて、反対派がそれで納得するわけもなかつたのであるが、そこは梅国楨を目付け役の監軍として派遣することで押し切つたのであつた。

そもそも、現地である寧夏鎮については、巡按陝西監察御史が在任しているし、陝西按察司官や陝西道監察御史もいる。わざわざ監軍を派遣する意味合いは薄いと言わざるを得ない。それにも拘わらず梅国楨を監軍として現地に派遣した意味合いは、李如松の起用に対する反発を抑える狙いがあつたであろう。本稿はすでに紙幅が尽きてしまったので、梅国楨の監察業務を巡る諸点について検討することは別稿に譲りたい。

註

- (1) 岡野昌子「万曆二十年寧夏兵変」小野和子編『明末清初の社会と文化』京都大学人文科学研究所、一九九六年。
- (2) 川越泰博『明代中国の軍制と政治』国書刊行会、二〇〇一年。
- (3) 拙稿「陳王庭と張銓―明代遼東監軍御史考―」『人文研紀要』七九、中央大学人文科学研究所、二〇一四年。
- (4) 岡野昌子「秀吉の朝鮮侵略と中国」『中山八郎教授頌寿記念明清史論叢』燎原書店、一九七七年、拙稿「監軍陳效と」万曆朝鮮の役―監察領域を中心に―『人文社会科学論叢（弘前大学人文社会科学部）』第六号、二〇一九年、参照。
- (5) 拙著『明代遼東と朝鮮』汲古書院、二〇一四年。
- (6) 川越泰博『明代中国の疑獄事件―藍玉の獄と連座の人々』風響社、二〇〇二年。
- (7) 靖難の役と永楽政権の関係については、拙著『永楽帝 明朝第二の創業者』世界史リブレット人三八、山川出版社、二〇一六年、川越泰博『永楽政権成立史の研究』汲古書院、二〇一六年、参照。
- (8) 田村実造『明代の北辺防衛体制』『明代滿蒙史研究』京都大学文学部、一九六三年、阪倉篤秀『長城の中国史 中華VS.遊牧六千キロの攻防』講談社選書メチエ二八九、講談社、二〇〇四年。
- (9) 奥山憲夫『明代軍政史研究』汲古書院、二〇〇六年、張徳信『明代職官年表』黄山書社、二〇〇九年、拙稿「明代中国の辺防官制における海と陸」弘末雅士編『海と陸の織りなす世界史 港市と内陸社会』春風社、二〇一八年、など参照。
- (10) 牛達生・牛春生校勘『嘉靖万曆 固原州志』寧夏新華書店、一九八五年。
- (11) 涂杰については『明実録』万曆二十年六月己酉（二一日）の条に、「陞御史涂杰為光祿寺少卿。」とあり、涂杰は御史から光祿寺少卿（正五品）に昇格している。御史の品級は都御史が正三品、副都御史が正三品、僉都御史が正四品、十三道監察御史が正七品であるので、涂杰が正五品に昇格したことからすれば、正七品の十三道監察御史クラスであることが分かるものの、任地は不明である。『明実録』万曆十二年十月壬子（十日）の条では涂杰は湖広巡按監察御史となっているが、巡按はほぼ一年任期であるので、その後も湖広の巡按であったわけではなく、よその巡按か十三道監察御史に転任したことがであろう。
- (12) 和田正広『中国官僚制の腐敗構造に関する事例研究―明清交替期の軍閥李成梁をめぐる―』九州国際大学社会文化研究所、一九九五年。

- (13) 張輔之『太僕奏議』卷之一、叛賊勾虜疏。
- (14) 梅国禎に関するパーソナルデータが最も詳しいのは『天一閣藏明代科挙録選刊・登科録』（寧波出版社、二〇〇六年）の「万暦十一年登科録」であり、この万暦十一年（一五八三）癸未科の登科録によれば、梅国禎は字が公生、湖広黃州府麻城縣（現在の湖北省麻城市）の民戸の出であり、国子監の学生である国子生であった。科挙においては春秋を選択し、湖広の郷試では第五五名、会試では第一六九名、殿試では第三甲の一四一名であった。年齢は数えて三四歳、九月十九日の生まれであった。家族構成は、父は汝観、母は陳氏の長男であり、弟は上から梅国楼（同科第三甲二八五名の進士）、梅国森（貢士）、梅国盈、梅国榮、梅国林の五人おり、妻は劉氏であった。重慶下であるので及第当時、祖父母・両親とも健在で、祖父は梅吉（知府）、曾祖父は梅玉鼎（贈兵部郎中）であったということである。ただ、梅国禎の字について公生とするのはここだけであり、ほかの伝記的資料は全て克生とする。登科録において魯魚の誤りがある可能性が高い。
- (15) 『明実録』万暦二十年四月甲午（五日）の条。
- (16) 註(12) 前掲和田正広著書。
- (17) 註(1) 前掲岡野昌子論文。

